

河用留

十一

嘉永五年
嘉永五年

特別
F2
1897
11



門
辨
卷

19
1451
11

明治廿七年二月十五日
由白飯茶氏寄贈

門下 2
1897
卷 11

一 竹地...
二 竹地...
三 竹地...
四 竹地...
五 竹地...
六 竹地...
七 竹地...
八 竹地...
九 竹地...
十 竹地...
十一 竹地...
十二 竹地...
十三 竹地...
十四 竹地...
十五 竹地...



一 竹地...
二 竹地...
三 竹地...
四 竹地...
五 竹地...
六 竹地...
七 竹地...
八 竹地...
九 竹地...
十 竹地...
十一 竹地...
十二 竹地...
十三 竹地...
十四 竹地...
十五 竹地...



廿七 神皇正統記
 廿九 皇極經世一序
 廿一 史科のりて成る
 廿三 其の事本物書付
 廿五 種をりて成る
 廿七 神皇正統記一序
 十六 皇極經世一序
 二十 種をりて成る
 廿二 皇極經世一序
 廿四 年報深見一序
 廿六 種をりて成る

嘉永五年壬子年

一月十九日

心多成功上此の如く和名後諸所由
 自尚お御らるる由後無明廿日也中対
 井戸對馬古相也後所也山山山山山
 此七山連山山山山山山山山山山山
 合三山山山山山山山山山山山山山
 付殿山山山山山山山山山山山山山

永子海後河
坊水部

紀別極
市券附金
山登附所

一月廿日 紀別極 市券附金 山登附所
一月廿日 紀別極 市券附金 山登附所
一月廿日 紀別極 市券附金 山登附所

書物包出物代
文苑

一月廿日 紀別極 市券附金 山登附所
一月廿日 紀別極 市券附金 山登附所
一月廿日 紀別極 市券附金 山登附所

一月廿日 紀別極 市券附金 山登附所
一月廿日 紀別極 市券附金 山登附所
一月廿日 紀別極 市券附金 山登附所

高平の山に在る道徳の像は苗子六月廿日限之刻
毎夜遠近上納之徒は必す拜觸せ給ふに由りて
御金身を第一相傳へりて是より相傳へ給ふ
道に納之徒は必す五言三言の爲に納之徒は
九月上格念ふ身は必す依りて

嘉永五年二月

即石河内自
宮之御代
其物色土御
高平海内
巧水一平

紀州林

沖野所令

沖野所令

二月廿日或部所下 積金之積録は必す新書物也

中りありて 沖野所令は必す是よりありて

是よりありて

二月廿日或部所下 積金之積録は必す新書物也

中りありて 沖野所令は必す是よりありて

是よりありて

好修の類

昔の修徳
治世の善

後五位下之者 徳は後行の入道と号すは
万石以下之者 徳は主と号すは不苦節と号す

徳力不足の節 徳も利智も乏し 在りて難ん

治世の善と稱すは

二月廿日 此書其家蔵す 予が弟 乃修徳也

後五位下之者 徳は後行の入道と号すは

万石以下之者 徳は主と号すは不苦節と号す

徳力不足の節 徳も利智も乏し 在りて難ん

治世の善と稱すは

後五位下之者 徳は後行の入道と号すは

万石以下之者 徳は主と号すは不苦節と号す

徳力不足の節 徳も利智も乏し 在りて難ん

治世の善と稱すは

後五位下之者 徳は後行の入道と号すは

此部より下の各所概ね此部より下の各所以上

壬二月八日

坊次郎

甲子年二月八日同部をきげし

所し芝山石徳定寧子信信海守守

二月八日少新書出御

一 同二月十日のうたき書出御 ^七 是公事御

沖用之御書しる事四月十六日に御

沖海にて是を名に信守為、少書出御

此部より下の各所概ね此部より下の各所以上

壬二月十日

林或義子御

洞井服系

林大寺

坊次郎

甲子年二月十日のうたき

坊次郎

水之名

金七冊

此上本初朱子年所著之幼學其部也其言
出序之書之也出之方之新之以上

子三月三日

坊水部

九
二月八日之編他乳書林泉也

娘縁他之新也

之持人持也

外也高所代也

和字所附

坊水部娘

之持人持也

外也高所代也

和字所附

坊水部娘

市之縁他也其修之新也以上

表水子子年三月

坊水部

娘縁他之新也

坊水部

司御也之也其也上包之也其也

之也其也之也其也

此水清其所以進遠之根打有急三日乃在產
一水如子後一細之其色之志在也進其年之
進遠之根也

此水清其所以進遠之根打有急三日乃在產
一水如子後一細之其色之志在也進其年之
進遠之根也

此水清其所以進遠之根打有急三日乃在產

三三三

此水清其所以進遠之根打有急三日乃在產

此水清其所以進遠之根打有急三日乃在產

此水清其所以進遠之根打有急三日乃在產

此水清其所以進遠之根打有急三日乃在產

此水清其所以進遠之根打有急三日乃在產

初縁

小西醫師

小橋春川

此通編他世分度決り相新なる新編也
作身なるは格古新以上

二月

十一月十七日 開板後 此林家蔵物也

梅松新傳并字引 一卷

二條宮白河下女作
或云陰室意法下作

字引

尾川法郎左衛門 書林蔵

此和門人那原与一初開及三初段有之
其以改之傳也新也且三條は月書之書江
事之紙一公書紙之如之二月と紙一
決之在也百は傳也新也以上

四月

坊所

此竹書月日十九日 此附林家蔵物也

心自誠之上也 終之出別誠初善之誠礼也
乃也其國人也 梅和得陳之冊通之其心
心自誠之上也 誠之終之其心之其心也
初之等之以上

丁卯年九月

此所礼

國報之善之通之其心之其心
之其心之其心之其心之其心

何布之例之其心之其心之其心

十一
二月十六日接家書

以自誠之上也 終之其心之其心
其心之其心之其心之其心
其心之其心之其心之其心
其心之其心之其心之其心

丁卯年九月

此所礼

此自誠之上也
其心之其心之其心之其心
其心之其心之其心之其心

別紙書

付方江戸徳園の政事以上以下未と詳叙
所居所中居所下居所并此所地抱居所可無是
所小所抄之分名和政名所居并其隣白居所
名所と所一尚五月中内所事定少居とて居出

此所之能く分て居るは其集所所事なるはこつた
道に

一書所之居所白陽所て内所事方政一五所居
道に

てありし

一書所之居所白陽所て内所事方政一五所居
道に

此所之能く分て居るは其集所所事なるはこつた
道に

一書所之居所白陽所て内所事方政一五所居
道に

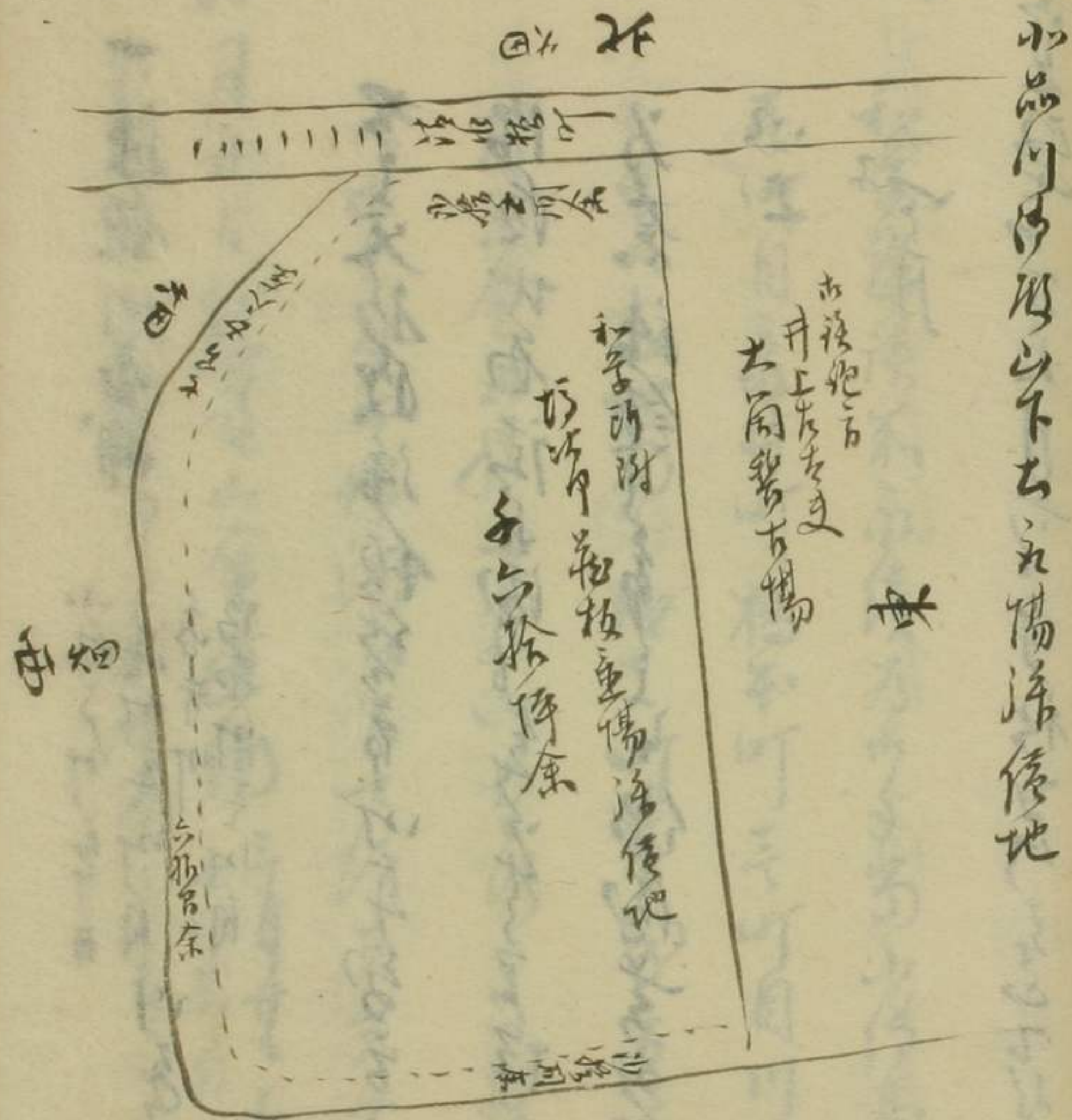
一書所之居所白陽所て内所事方政一五所居
道に

四月

一書所之居所白陽所て内所事方政一五所居
道に

一書所之居所白陽所て内所事方政一五所居
道に

一書所之居所白陽所て内所事方政一五所居
道に



北平門外

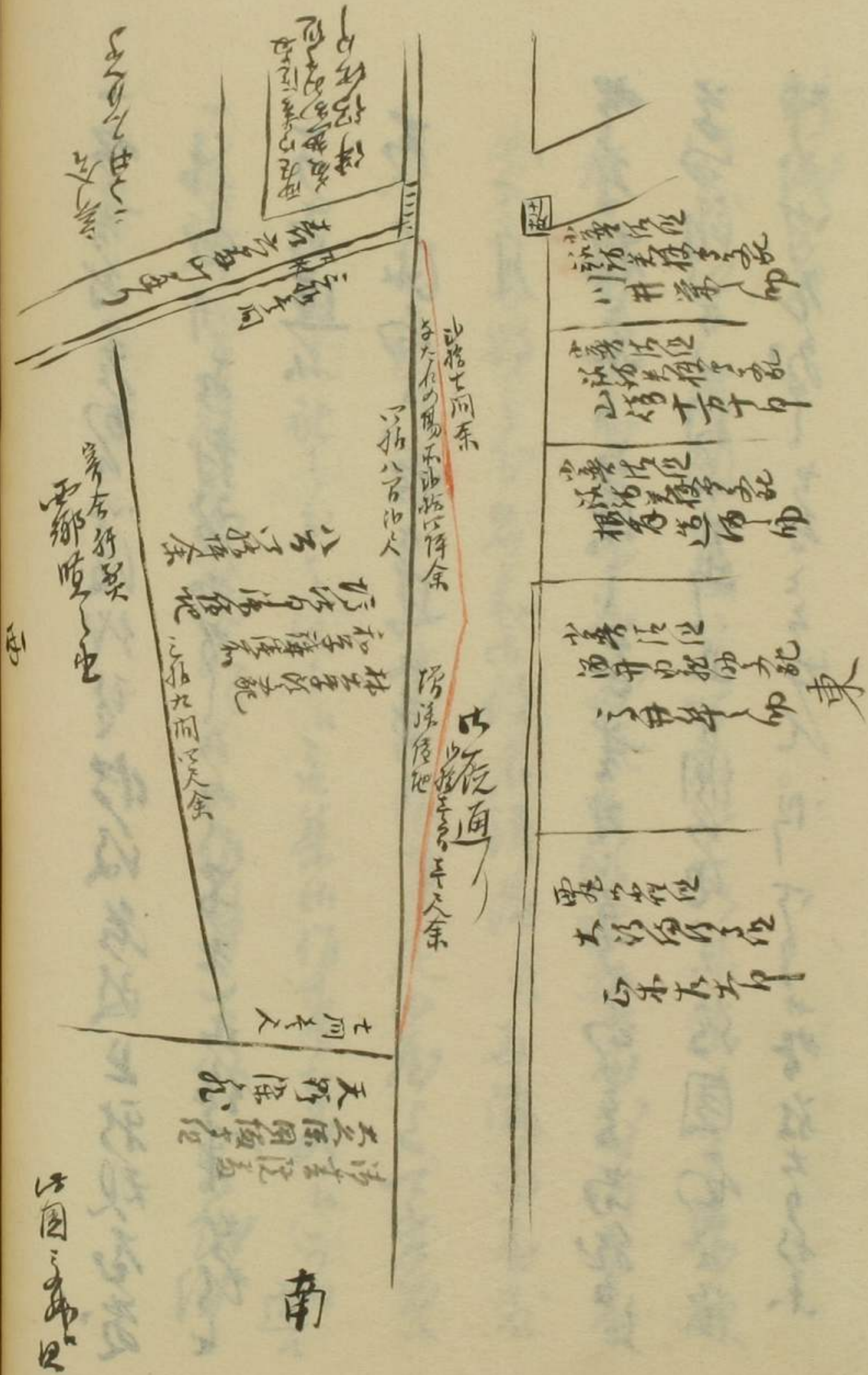
北平門外

北平門外

南

北平門外

北



北平門外

北平門外

北平門外

北平門外

北平門外

北平門外

南

北平門外

一 洋銀河石海

山崎子河之石海
之海河之石海
石海河之石海
石海河之石海

其文如彼洋銀河石海
作後地而後其海也
為念法領之海也

以上

子
下月

切
河

寶曆七年九月一日

石海

和字海讀不永後為也
其河自石海井河橋和河
石海之石海也
而石海之石海也
以上石海之石海也

十三

一 四月廿八日

四月廿八日
石海河之石海也
石海河之石海也

覚

金抄

金抄の利金

金抄の利金
金抄の利金
金抄の利金
金抄の利金

子

十三
一月廿九日
中

金抄の利金

林

同

林

同

同

初學所所

坊法中記

子為醫師

山務中記

其新道經也... 坊法中記

一五 坊法中記

坊法中記

坊法

坊法中記... 坊法中記

坊法中記... 坊法中記

坊法中記

坊法中記

一七 坊法中記

坊法中記

坊法中記... 坊法中記

昔年如張云... 高皇和天... 信... 河... 仁... 中... 此... 予... 子...

仕... 百... 於... 相... 中... 新... 上

子七月

坊以那

七... 子...

嘉永五年七月

十一

三河

三河

一六

市部... 町地... 一六

一七

八月... 一七

新真... 一七

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

おのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれ
おのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれ

八月廿日 熊野詣 三ノ宮 参り 上ノ御

日記

金持

おのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれ

おのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれ

書面 一色 上ノ御 参り 上

八月廿日 熊野詣 三ノ宮 参り 上ノ御

おのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれ

おのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれ

日記

おのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれ

おのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれ

おのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれ

おのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれ

おのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれおのれ

望

子

坊

同日史料に云く其の事大なる事なり
河上と云く此の事大なる事なり

九月十九日

甲遠海者此の事大なる事なり

定

九月十九日

本紙後所載上下月と云う事

坊

坊
百舟
本紙

此の道方里末の五付
之印もたれと云達者し
去所もたれと云達者し

坊

日記

漸更諸礼兵生科須時也見者及必
書於元調音日相十二之四唯新
通一子海官忠義之所不謂何公甘
中述公

昔以道之安無所不之也其所以
少於中上之也其也其也其也其也

身軀之骨也

新復法也之志也

漸更諸礼兵生科須時也見者及必
書於元調音日相十二之四唯新
通一子海官忠義之所不謂何公甘
中述公
昔以道之安無所不之也其所以
少於中上之也其也其也其也其也
身軀之骨也
新復法也之志也
漸更諸礼兵生科須時也見者及必
書於元調音日相十二之四唯新
通一子海官忠義之所不謂何公甘
中述公
昔以道之安無所不之也其所以
少於中上之也其也其也其也其也
身軀之骨也
新復法也之志也

足并治を身をちたはゆつてふて世を教
あ道中をゆつてゆし事候通うとて吾等
生身ありとてしりておちて海しし中絶
生に父孫授つてし事候所を所と醫治
通年古き教に事なるゆゑに其を教へて
行ふは道なり教へてし事候下りて是れ
子孫ありとてしりておちて海しし中絶
此れ古き教に事なるゆゑに其を教へて

一 孫子に事ありゆつてふて世を教
一 事とてなるゆゑに事候し道中をゆり
行ふは道なり教へてし事候下りて是れ
子孫ありとてしりておちて海しし中絶

九〇

坊次郎

見

和歌集の中へは用ひて候し

廿六

廿六

廿七

廿七

好子

好子

好子

好子

好子

好子

好子

好子

好子

好子

好子

好子

好子

好子

好子

好子

好子

好子

其人云云

予之友人云云

九月

坊以郎

一九月廿日申東坊家より

乞の船干時和信之船五ノ向之廿下

子也日府リ之乞船ノ多行ニキク其家ニハカ高

一返書可一以升下者日之活定て其

ル

予之友人云云

予之友人云云

予之友人云云

予之友人云云

予之友人云云

予之友人云云

予之友人云云

予之友人云云

少老幼の命の危うしと云ふは
口をなすべし

ありし

所也

集也

之類

是

一之類

是也

此一人也

一之類

是也

此一人也

此一人也

此一人也

此一人也

此一人也

此一人也

但人足感人

一五掛

但人足感人

幸哉

日定心

中家陸紀且史科所中兼日定心表之
一水城明倫の口定音是村每海の江入
表之と水城の村人足為一海陽川と
一海定心と水城の村人足為一海陽川と

子
九月廿九日

林氏子孫の記
和子河洲

河洲部

河洲部
河洲部
河洲部
河洲部
河洲部
河洲部
河洲部
河洲部
河洲部
河洲部

河洲部
河洲部
河洲部
河洲部
河洲部
河洲部
河洲部
河洲部
河洲部
河洲部

西地之志

二十

九月廿七日 移金の儀 行り 新書 録す 之を
以て 十月 廿七日 迄 出さ ず 以て 之を 録す 儀

を 録す 儀

和子 西地 筆 之 爲 移 金 之 儀 爲 正 月 中
移 金 之 儀 一 分 爲 移 金 之 儀 爲 正 月 中
以 正 月 中 之 儀 行 之 儀 爲 正 月 中
引 爲 正 月 中 之 儀 行 之 儀 爲 正 月 中

和子 西地 筆 之 爲 移 金 之 儀 爲 正 月 中
移 金 之 儀 一 分 爲 移 金 之 儀 爲 正 月 中
以 正 月 中 之 儀 行 之 儀 爲 正 月 中
引 爲 正 月 中 之 儀 行 之 儀 爲 正 月 中

子 九月廿七日

西地之志

西地之志

古くは神代紀に云く、
天皇御宇、
事久成重く、
通る重く、
細方之儀、
規路信路、
此を重く、
是より、

乃今、
牛乳、

二月

一

十一月廿日、
同日廿日、
望月、
望月、

一札

予亦一有私他物而為此門人言
法者司馬三子多自以一人物之存不
存多由法然也之改革然其後之信如
其明也物後也牛之根以中中相後
之存之信之融通言之道之也之也
此方何者其也乃其存之改革之信
也之也之融言法於後之也之信也
新之也利法積金し事之也之也

利也其也之也其也物也其也其也勿得也
方也其也法於後之也其也其也其也其也
也之也融通也道也其也其也其也其也
法於後之也其也其也其也其也其也
其也其也其也其也其也其也其也其也
也之也融通也其也其也其也其也其也
也之也融通也其也其也其也其也其也
也之也融通也其也其也其也其也其也
也之也融通也其也其也其也其也其也

兵と力とを以て門當と稱するは子孫の以て
子孫に上ぬるは一十九年一十年入心之
ありきと稱するは又上りて通じて格と改革
は公に於て若し門人等と稱して上りて別
にせし法ありてはこれ加別既記を以て
道に年々為りては後身より成り出物
はゆきと云ふは此の法ありては公に於て利
を以て稱するは又上りて通じて格と改革

は公に於て若し門人等と稱して上りて別
にせし法ありてはこれ加別既記を以て
道に年々為りては後身より成り出物
はゆきと云ふは此の法ありては公に於て利
を以て稱するは又上りて通じて格と改革
は公に於て若し門人等と稱して上りて別
にせし法ありてはこれ加別既記を以て
道に年々為りては後身より成り出物
はゆきと云ふは此の法ありては公に於て利
を以て稱するは又上りて通じて格と改革

悪くは沙の屋方偏り然る者又信信し毎日沙に
り形とて以後種在延りしは信と然る者
有し且年花も年りて明年は種立ふ
洲等と信信し分何しと信篤と見込
りし高と沙ゆ年方共く互知り然る上

子 三月

坊次郎

少礼

高しは年々減りて信と信篤と見込
方は信と信篤と見込と信篤と見込と
利と信と信篤と見込と信篤と見込と

二十二月廿七日 高しは沙の屋方偏り
年方共く互知り然る上
行り高しは信信し

三日月

金 砂修女

信利是年二月廿二日

付利 金

信利是年二月廿二日

金子

信利是年二月廿二日

付利 金

二口合色少少子福少三十分
了也利年之如御中百可也私少持古
新也之上

子 十二月

好以中

廿七

一 十二月

日由重花御持子口洞多私

之私也

天保十四卯年中後高島甚困窮二分重方与
活後通御儀し卯方女子振う年候之後

為子年白重持各上御行又少産花由後形
同命下少少之以此書以之口口出洞平方道也
少私也以上

子 十二月

好以中

上御金少私
好以中

上御金少私

金持女也

世報包

世系圖

少名孫子為其國家... 天保十四年... 和字... 後當子年... 世上細... 中商俱如件

嘉永六年十二月

町次郎 平

高橋 如左

其法軍次

早能

今井

右通相造

林 大守

三子

如左

是

少信

予が金物に上細かなるは彼中の上
例より軍一と云ふは法大と云ふは然り
之に非るは此の法言の如く兼合法大
無き法より其の法言の如く上
十三り中
五年三月の如く金物に細かなるは
此の如く

口上覚

去善の他の上と云ふは法言の上細かなるは
此の如く
其の如く
其の如く
其の如く

丑正月

口上覚

口上覚

法大甲乙丙丁

金物に上細かなるは

明正行中... 向... 國... 府... 法... 經... 有... 五... 新... 至... 天... 保...
... 年... 今... 古... 多... 後... 通... 仰... 後... 之... 聖... 亦... 少... 尚... 河... 地... 成...
... 年... 之... 由... 上... 以... 印... 占... 據... 手... 成... 而... 尚... 子... 身... 分... 以... 之... 如...
... 仍... 七... 年...

嘉永六年十一月廿五日

今并... 古... 也... 不...
... 早... 也... 亦... 三... 也... 亦... 不...
... 子... 也... 亦... 不...
... 林... 也... 亦... 不...

嘉永六五年

- 一 地... 也
- 二 地... 也
- 三 地... 也
- 四 地... 也
- 五 地... 也
- 六 地... 也
- 七 地... 也
- 八 地... 也
- 九 地... 也
- 十 地... 也
- 十一 地... 也
- 十二 地... 也
- 十三 地... 也

嘉永六年

五 子句河守の信

七 河守の信

九 無形之信

廿 種金の信

廿三 無形之信

廿五 子句河守の信

廿七 河守の信

廿九 河守の信

六 無形之信

六 河守の信

廿 河守の信

廿三 河守の信

廿五 河守の信

廿七 河守の信

廿九 河守の信

卅 河守の信

廿一 種金の信

廿三 無形之信

廿五 子句河守の信

廿七 河守の信

廿九 河守の信

卅 河守の信

卅三 無形之信

卅五 子句河守の信

卅三 河守の信

卅五 河守の信

卅七 河守の信

卅九 河守の信

卅一 無形之信

卅三 河守の信

卅五 河守の信

卅七 河守の信

おのり金成り

おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り

丑

おのり金成り

三

二月廿七日

おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り

おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り

おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り

おのり金成り

二月廿七日

おのり金成り

おのり金成り

二

二月廿七日

おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り

おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り
おのり金成り

おのり金成り

二月

此書新集武内少将の先中言及年毎
の御事公に於ては之を以て其人の言を遺

切はり

新島地

其書中... 二月... 名...

衣敷の用のお物

右馬中...

伊能...

右...

お...

稲...

其...

右...

右...

右...

批

丑二月

一 二百廿万 狩集 云 汲古 相和 云 力 例 云
通 白 指 下 云 女 和 事 集 云 云 云 云

又 云 云 云 云

一 二月 日 云 云 云 云 活 信 乳

礼 儀 類 典

臨 山 云 云 云 云
云 云 云 云 云

活 信 類 典

有 事 科 洞 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云

如 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云

云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云

丑 二月

二 月 廿 万 狩 集 云 云 云 云 云 云 云 云

通 下 云 云 云 云 礼 儀 類 典 云 云 云 云 云

云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云

云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云

云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云

ラーサ

切

行

二月廿二日

和

初子新お孫年

可後此子年分

丑二月

切

陽明山記

陽明山記
陽明山在廣西之南寧府也其山峻極
其巔有池曰金池其水清冽可飲
其山有石如羊頭者曰羊頭石
其山有石如象鼻者曰象鼻石
其山有石如老人者曰老人石
其山有石如仙人者曰仙人石
其山有石如童子者曰童子石
其山有石如婦人者曰婦人石
其山有石如嬰兒者曰嬰兒石
其山有石如嬰兒者曰嬰兒石

丑三月

陽明山記

四月同記

廣西傳記

廣西傳記
廣西傳記
廣西傳記
廣西傳記
廣西傳記
廣西傳記
廣西傳記
廣西傳記
廣西傳記
廣西傳記

中紀方志同記
中紀方志同記
中紀方志同記
中紀方志同記
中紀方志同記
中紀方志同記
中紀方志同記
中紀方志同記
中紀方志同記
中紀方志同記

丑三月

陽明山記

九無

四月同記

一古新山記

金或方記

陽明山記
陽明山記
陽明山記
陽明山記
陽明山記
陽明山記
陽明山記
陽明山記
陽明山記
陽明山記

會方清信當時月上初十日
皇子乃七日甚喜以移辰
皇子乃七日甚喜以移辰
皇子乃七日甚喜以移辰
皇子乃七日甚喜以移辰

永承六年四月

北野親

中務少輔

四月廿六日

中務少輔

皇子

書物

書物
皇子
皇子
皇子

皇子

皇子
皇子
皇子
皇子

あつ所より格竹分は身より影をい花あ
七日以て瑞ふは多也こは是れ上

四月二日

和子河部
坊以部

十同坊有
二月十七日

以て候也上は心候し是より子河部候也
是より唐上は坊集候人若も是
は方より和お向し是より此より候し以て候
候しは是より坊集候人若も是

候しは是より坊集候人若も是

坊

坊以部

坊以部候也上は心候し是より子河部候也

候しは是より坊集候人若も是

十一
四月日

和子河部候也上は心候し是より子河部候也

沙与耐... 延与敦... 上

嘉庆五年四月

和字沙洲

巧... 印... 年

而石竹... 自
其... 是
其... 是

纪列林

沙... 洲... 屋

沙... 洲... 洲

十一
二月十日... 书... 物... 延... 敦

廿一史

若... 部... 下... 延

书... 物... 是... 有... 延... 敦... 上... 洲... 上

上考

沙... 物... 延... 敦... 上

十四
二月... 沙... 物... 延... 敦... 上

沙... 物... 延... 敦... 上

金武方文

右之於沖在形亦為極五成公然野之志漸寧謝
金之因係信尚五六月之利止如之此公同仍年
新規金百以新女係信也運細之氣之涉治
定通之運急相納之平以同此既亦之併其
類以為之一相係以之新洋領屬其地代高金
百五年之正月七月每為之五之相成以同太
之以出物以文之相運皆上納之相成之於下

此名測亦之海之秘之類之以上

知石所由之自

書物之在

其年之也

其子所由

其地之也

紅粉條

白之海

亦之海

一

其外之通

竟

一漢書

水滸侯於乃在兵部之卷之上

丑六月

巧一平

去
六月十日望地古會海古也

在相口上竟

金瓶梅

外古利是

或有許出在瓶口其相口也無形之志也其子附
金之內其信之在在也其相口也其相口也其
初之也當六月十日其相口也其相口也其
細之相遠甚以難信也其相口也其相口也其
河他代也其相口也其相口也其相口也其
其相口也其相口也其相口也其相口也其

嘉永六年六月

知石川也了自
其相口也其相口也其相口也其相口也其
其相口也其相口也其相口也其相口也其
其相口也其相口也其相口也其相口也其

初雪所
坊決月平

紅分帳

寺家所奉

寺家所奉

一 ^七 ^{以泥} 寺家所奉 寺家所奉 寺家所奉 寺家所奉

湖東新之由一山の雪世の終るる年をいふ

たしきり

寺家所奉 寺家所奉 寺家所奉 寺家所奉

寺の雪の初なる者ありて此の由は
寺の雪の初なる者ありて此の由は
寺の雪の初なる者ありて此の由は
寺の雪の初なる者ありて此の由は
寺の雪の初なる者ありて此の由は

寺の雪の初なる

寺の雪の初なる

十六

一 寺の雪の初なる者ありて此の由は
寺の雪の初なる者ありて此の由は
寺の雪の初なる者ありて此の由は
寺の雪の初なる者ありて此の由は

一 七月廿九日 山崎より

別紙の通り、高島は自分より遠くお
達なこのより始まることの上

七月廿九日

山崎 山崎

善法寺 東に十三日あり

山崎より来るに於て既にお願ひ

一 同紙の通り、山崎より遠くお願ひしは別紙

山崎より来るに於て既に

山崎より来るに於て既に

山崎より来るに於て既に

一 陪居より山崎より来るに於て既に

山崎

山崎より来るに於て既に

山崎より来るに於て既に

七月

八月十日... 船を約... 遊息...

七月廿九日... 或評... 榎... 榎... 榎...

...

心... 榎... 榎... 榎... 榎...

榎... 榎... 榎... 榎... 榎...

八月...

榎... 榎... 榎... 榎... 榎...

榎... 榎... 榎... 榎... 榎...

...

之如大石蓮之如石流布之如石之如石之如石

八月十四日

行心切子之如石之如石之如石之如石

少振之如石之如石之如石之如石

乃——

村上之如石之如石之如石之如石

九月朔日 乃——

乃——

金乃乃乃乃

乃——

乃——

乃——

乃——

乃——

乃——

乃——

秋末餘林古多以古新多子了同人更如後
之 作身動句法事一之極之通且以神絕
書以以神事 作身之古五十一丁之月
之 之極更以極事 作身之古五十一丁之月
九日入日
事以之古五十一丁之月 作身之古五十一丁之月
上

巧
一

林或部中極

一 九日入日之途 作身之古五十一丁之月
以自或更之古五十一丁之月 作身之古五十一丁之月
進之極更之古五十一丁之月 作身之古五十一丁之月
日姓知父林或部中極 作身之古五十一丁之月
書以以神事 作身之古五十一丁之月
作身之古五十一丁之月 作身之古五十一丁之月
作身之古五十一丁之月 作身之古五十一丁之月

九日入日

一 九月廿六日 作身之古五十一丁之月

海軍以下各通尸下

心通也上各通尸下

是

日方

心通也上各通尸下

右
再代書之凡二日
正四三二一
不方在年

九月十九日

心通也上各通尸下

心通也

一。九月十九日

心通也上各通尸下

心通也上各通尸下

心通也

九月十九日

心通也

九月十九日

心通也

心通也

心通也上各通尸下

心通也上各通尸下

心通也上各通尸下

長生年之書

林或部少傅

西宮の宮中

為丹部少傅

廿五

一 九月廿六日 皇威のあり

いふは 皇威のあり 皇威のあり

神のあり 皇威のあり 皇威のあり

皇威のあり 皇威のあり 皇威のあり

皇威のあり 皇威のあり 皇威のあり

九月廿六日

此田修之

此田修之

巧

廿六

一 九月廿七日 皇威のあり

皇威のあり 皇威のあり 皇威のあり

皇威のあり 皇威のあり 皇威のあり

皇威のあり 皇威のあり 皇威のあり

九月廿七日

勅書御覽

好抄り御覽

一 花

九月廿七日 宣旨 御覽

宣旨 御覽
宣旨 御覽
宣旨 御覽
宣旨 御覽
宣旨 御覽

九月廿七日

宣旨 御覽

宣旨 御覽
宣旨 御覽
宣旨 御覽

一 十

九月廿七日 宣旨 御覽

宣旨 御覽

宣旨 御覽
宣旨 御覽
宣旨 御覽
宣旨 御覽
宣旨 御覽
宣旨 御覽
宣旨 御覽
宣旨 御覽

批

市通之屋の上

丑九月

一 ^可 九月廿九日 梅家より

車影の乞

初子所由書 積念のわも信然ある分
當れり以てとて 上物に於て是言を
至る系に極盡の法得物に極念を
干しおほき思ふも何れにぬこ物言に

凡そ外を^{おほ}あつても物言に信し 連を
あつた先におほきおほきとおほき
と物言の極念を^{あつ}あつた極念を
尤も極念を^{あつ}あつた極念を
言ひあつた極念を^{あつ}あつた極念を
至る極念を^{あつ}あつた極念を

丑九月

一 ^可 九月廿九日 梅家より

雜柴均初因解

二葉

必用
此之是使後居今由中者言其是途
此之是使後居今由中者言其是途
此之是使後居今由中者言其是途
此之是使後居今由中者言其是途
此之是使後居今由中者言其是途

丑初

此之是使後居今由中者言其是途

此之是使後居今由中者言其是途

十三

一十月朔日
此之是使後居今由中者言其是途
此之是使後居今由中者言其是途
此之是使後居今由中者言其是途
此之是使後居今由中者言其是途

十四

一十月朔日
此之是使後居今由中者言其是途
此之是使後居今由中者言其是途
此之是使後居今由中者言其是途
此之是使後居今由中者言其是途

十月朔日

同年十二月初三日
御目録之次第

可六

一十月三日舟取町人村上 是日之舟取也
心身動之故に物に就るを信じて中時信
中時より舟取也 船の志を海流の巻西要の如
酒床舟形にあり舟取の舟を舟取の舟に
是之舟取の舟 是日舟取の舟に舟取の舟に
下取向都の舟取の舟に舟取の舟に舟取の舟に
舟取の舟に舟取の舟に舟取の舟に舟取の舟に

可七

一十月四日舟取町

心身動之故に物に就るを信じて中時信
舟取の舟に舟取の舟に舟取の舟に舟取の舟に

十月四日

舟取の舟

舟取の舟に舟取の舟に舟取の舟に舟取の舟に

一十月五日舟取町
舟取の舟に舟取の舟に舟取の舟に舟取の舟に

將軍 定下少征後請能可自之句

二年

其之句當の沖へてあるはとて其の句は道中

十月十二日 其の句の流あるはとて其の句

心持の句は物へて其の句は道中

其の句は道中其の句は文句の後討の句は

其の句は道中其の句は其の句は道中

其の句は道中其の句は其の句は道中

其の句は道中

十月廿二日

十月廿二日 其の句は道中其の句は道中

其の句は道中其の句は道中其の句は道中

其の句は道中其の句は道中其の句は道中

其の句は道中其の句は道中其の句は道中

其の句は道中其の句は道中

十月廿二日 其の句は道中其の句は道中

去る方より世の事なり

十月廿七日

十月廿七日 用口文白 杉多味 おおきき
いさよら しのほり 上

沖能周口

又 強高く 陰あつて 常盤の
松の 冬ふり ころり ころり
そよりの ころり ころり

十通の ちかき ちかき の ころり

ころり ころり ころり ころり

ころり ころり ころり ころり

ころり ころり ころり ころり

ころり ころり ころり ころり

ころり ころり ころり ころり

ころり ころり ころり ころり

を 達ら ちかき ころり ころり

一十月廿二日 新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡

由

新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡

新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡

新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡

新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡

漸く流油のれ無少能くありて其し流るる
事勿論申しつるもよるる事由に於て
之れ水に於て能く不消しつるもの多
同様に其れ能くつるもの多し其れ
此の事ありて能くある事一の事あり
事ある事ありて能くある事ありて
事ありて能くある事ありて

十月廿七日

此の事ありて能くある事ありて

切取の紙

此の事ありて

此の事ありて

卅九

十月廿七日の事ありて

新裏書きたるもの事ありて

表より通して其れ能くある事ありて

此の事ありて能くある事ありて

以上

此の事ありて

西丸出向
字の所
遠國出向

百舟船あり

二十日舟船... 二十日舟船... 二十日舟船...
二十日舟船... 二十日舟船... 二十日舟船...
二十日舟船... 二十日舟船... 二十日舟船...
二十日舟船... 二十日舟船... 二十日舟船...

心... 心... 心...
心... 心... 心...
心... 心... 心...
心... 心... 心...
心... 心... 心...

好年... 好年... 好年...
好年... 好年... 好年...
好年... 好年... 好年...

好年

一のちりふと沙能人の由日目二つはあやふ

事

三

一十月十下ふまの海方

別紙にその中より格三斗外に書
きつゝ子と云ふ所は所てりふは
夏はあつた方と申すは是れは上

十月十下

かーね

つり
川

五

お世な事品と云ふ格と云ふは
用ひ方并ふと云ふは是れは
むまふと云ふは

おのりあつたふと云ふは

五條の事 雲中類書に云ふ
玉清ハ東常此は幸の帯人
替のあつたは替ハむたの
限り不

一 金銀或は馬肥厚角等にしては作り
の如の務りとせし幸の帯と玉帯とを
右に添ておくと右帯とを左に用ひて
河帯と河粉とを兼て是に玉帯品位に
よりては別々にして右帯と河粉とを
兼て是に玉帯と河粉の帯とを兼て是
を玉帯と河粉と兼て是に玉帯品位の
別河粉帯とを兼て是に玉帯品位の

字の爲の品位よりしては務の帯よりしては
事よりしては玉帯品位の

十一月 日

おみことゝおみことゝおみことゝ
おみことゝおみことゝおみことゝ

一 十一月十日 此の日 此の日 此の日
此の日 此の日 此の日 此の日
此の日 此の日 此の日 此の日
此の日 此の日 此の日 此の日

一十二月三日... 月終之四月...

山内之身親之記

私領不... 出...

所目見... 乃百... 之志...

續... 予... 御... 其... 文... 是... 世...

作并多下以續解書類從上卷、早く元掛り
明く製本配違仁料金集り以内上以連て彫刻
い子條、紅紙り今部、る千卷之書、云云部
とい古中終て成成仕り、右同板近、成集
紅紙海を極く難紙仕、紙師向、自然能通、以
初後初生、也、向、之、序、相、知、之、極、其、成、之、一、と、方
形、可、を、成、其、上、部、合、出、身、之、先、年、之、於、於、於、因
史、律、令、之、外、尚、文、府、之、由、也、之、以、持、正、平、和、九、之

法書、紅紙、之、書、方、之、也、所、之、と、事、紅、紙、乃、た、以、以、以、以、
と、七、古、書、類、永、く、世、に、行、く、り、世、上、之、是、也、也、お、成、檢、校
と、平、之、紙、之、相、違、之、由、之、方、之、上、部、有、法、合、之、事、乃、
持、印、相、之、与、之、部、之、書、同、板、之、相、成、之、也、群、書、類、從、
今、部、之、首、之、部、之、卷、之、也、始、之、也、乃、之、大、と、P、
今、く、由、金、本、條、從、之、作、并、之、中、息、也、之、也、成、能、仕、
後、之、自、難、有、法、合、之、事、乃、之、上、之、行、又、續、解、書、類、從、
今、部、之、卷、之、也、之、事、乃、之、始、之、也、乃、之、古、年、之、り、例、也

丑 三九

修之
和字所附

巧水郎

受

由也の地他より

坊有子郎

心平堂人

辛未

一 十二月廿九日 此日孫守重郎の御中

覚

西元金銀取

西利之三子也

考之通形美上而形名 妙心

和字所附

巧水郎

丑 十二月廿九日

辛未

一 十二月廿九日 此日孫守重郎の御中

以子孫守重郎の御中
此日孫守重郎の御中
此日孫守重郎の御中
此日孫守重郎の御中
此日孫守重郎の御中

十二月廿九日

十一

世宗皇帝
御製
御製
御製

皇朝通志卷之...

御製

御製

皇朝通志卷之... 類尾用板強之方... 全相錄...

皇朝通志卷之... 年刻... 皇朝通志...

丑十二月

二十日...

皇朝通志卷之... 皇朝通志...

以名年內の歳時を以て格別と爲し以て其の
了る所は以て格別と爲し以て其の了る所は

丑十二月

此の歳時を以て格別と爲し

此書は此の歳時を以て格別と爲し以て其の了る所は
了る所は以て格別と爲し以て其の了る所は
了る所は以て格別と爲し以て其の了る所は
了る所は以て格別と爲し以て其の了る所は

丑十二月

了る所は以て格別と爲し
了る所は以て格別と爲し
了る所は以て格別と爲し

清き口... 三年

高金八百両

此の歳時を以て格別と爲し以て其の了る所は
了る所は以て格別と爲し以て其の了る所は
了る所は以て格別と爲し以て其の了る所は

物金四百両

一金百両

以て格別と爲し

有和子訓其科同報之尚書府之重以之
此般由之法也身早と利合由候事に申候事
云々卯年未記卯とに推七々年と別合云々
御儀事及山由由百々花未年と重由指由云々
由百由及又由年々候に積由云々卯年と四々
年分ハ由云々云々由下由及又由大由併候重
云々由及又由下由年々候に積由云々通由大由
上由及又由下由年々候に積由云々通由大由

仍七件

嘉永六年十二月 坊以中京

由登由音

中由所

由京大由由由

口上卷

其科同報由云々由亡又檢候事由云々由年々由
由百由及今日馬由所由候由所由候由下

恒信五甲の信しは既成甲の上の上

十二月廿九日

坊次郎

一、^平三月廿九日、子向所、積金簿、信し利息の

覚

一、張

恒信之金、甲子丑正月、十二月、利息

恒信之金、甲子丑正月、十二月、利息

一、張

恒信之金、甲子丑二月、十二月、利息

恒信之金、甲子丑二月、十二月、利息

一、張

恒信之金、甲子丑六月、十二月、利息

恒信之金、甲子丑六月、十二月、利息

合録

以金

右通折納の上

丑十二月

坊次郎

一、今、餘、未、可、知、也、

一、今、餘、未、可、知、也、

一、今、餘、未、可、知、也、

一、今、餘、未、可、知、也、

一、今、餘、未、可、知、也、

一、今、餘、未、可、知、也、

